

第3回 定例会

総務文教委員会 主な審査内容

●大竹市火災予防条例の
一部改正について

Q 今回の改正では、商業施設の喫煙場として部屋が完全に区切つてあるようなスペースが対象か問う。

A 専用のタバコ施設として区切つて受動喫煙の危険性がないように措置されたスペースが対象である。

●財産の取得について
(水槽付消防ポンプ自動車)

Q 新しく取得する水槽付消防ポンプ自動車は既存の車輛より、500リットル容量を増加させたタンクを備えているとあるが、容量が多くなるメリットについて問う。

A 消防活動でホースから水を毎分300リットルで放水するため、500リットル増えることで、既存の車輛より1分40秒、放

水時間が長くなる。実際に1分40秒長くなると、他のポンプ車から中継で水が送られるまでの消防活動の時間が長くなり、消防活動の最先着時の活動に時間的余裕も増え、現場での放水量も増えるメリットがある。



水槽付消防ポンプ自動車
※完成予想写真

Q 水槽付消防ポンプ自動車の財源について問う。

A 財源については、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金と緊急防災・減災事業債を充てる予定である。残りの不足分については、一般財源で対応する予定である。

●令和5年度大竹市一般会計
補正予算(第2号)について

Q 災害復旧費の、道路災害復旧事業(阿多田地区)のスケジュールについて問う。

A 事業の流れについては、災害が発生した場合、災害が終息してから10日以内に国に報告し、被災後約2カ月で、国の災害査定が行われ、工事費が決定される。その後、災害手続き等を経て、工事を行い、被災後3年以内には災害復旧が完了するように工事を行う。

今回の災害は、5月6日から7日の雨により、阿多田1号線の道路法面が崩落している。

現在、国への災害報告を終えて、7月18日に災害査定が行われる予定であり、その災害査定後に国への補助の手続きを終えて、工事の発注を行い、今年度末には、復旧工事を完了したいと考えている。

Q 地域活動促進事業の内容と応募件数について問う。

A 令和5年度の対象団体は、三ツ石町自治会、本町二丁目自治会、元町二丁目自治会の3団体である。事業の内容については、主に自治会の集会所の備品整備や活動用品の充実で、三ツ石町自治会は、集会所のエアコン。本町二丁目自治会は、集会所のエアコンに加えテレビ・テーブルなど。元町二丁目自治会は、祭りの法被はっぴ・テ

レビ・物置・椅子などである。今回の応募件数は、3団体の応募があり、全て採択されている。

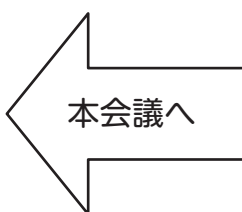
Q 新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業はいつまで続くのか問う。

A 現時点では、特例臨時接種として1年間延長しており、令和6年3月31日まで行う。令和6年度以降については、何も情報がないため、今後については未定である。



採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決

第3回定例会は、令和5年6月8日～6月21日の14日間に行われました。
 詳細については、令和5年9月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

生活環境委員会 主な審査内容

●大竹市印鑑条例の 一部改正について

Q この条例は規則で定める日から施行するとなっているが、公布日に施行できないのはマイナンバーカードでトラブルが発生していることと関連があるか問う。

A 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が令和5年5月11日に改正され、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載するサービスが始まっている。

これによりスマートフォンを用いてコンビニ交付サービスにより印鑑登録証明書の交付申請ができるようになるが、現時点でスマートフォンによるコンビニ交付サービスそのものが開始されておらず、規則によって別途施行日を定めようとするものである。

一部の自治体でコンビニ交付サービスにおいて他人の証明書が交付される事案が発生している

が、これは特定の証明発行サーバで発生したものであり、本市が利用している証明発行サーバとは異なっているため、本市においてはこのような誤交付は発生しておらず、今回の施行日を別途規則で定めることとの関連はない。



●大竹市都市計画税条例の 一部改正について

Q 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の、自賠責保険及び税金について問う。

A 特定小型原動機付自転車の保険については、改正後も自賠責保険に加入する義務がある。また、軽自動車税は年額が2000円になる。

●令和5年度大竹市 公共下水道事業会計 補正予算（第1号）について

Q 小方雨水排水函渠整備工事^{かんきよ}は追加で工事が必要とのことだが、港町排水ポンプ場の廃止に影響があるか問う。

A 小方雨水排水函渠整備工事は、現在国土交通省が施工している岩国大竹道路改築工事に合わせて、国道2号の上り線側に函渠を埋設し、黒川や小方1丁目地区の雨水排水を小方潮遊池に排水するための工事である。

この函渠の流末部分は岩国大竹道路整備に関連し、国土交通省が施工する国道2号を横断する雨水排水函渠に接続する計画になっているが、この敷設箇所非常に硬い岩盤が出たために、工法の変更など設計の見直しに時間を要しており、当初計画より遅れている。

港町排水ポンプ場の廃止・撤去は市の施工する小方排水函渠の整備工事が完了し、それまでは港町ポンプ場に流れていた雨水排水が小方潮遊池側に流れるようになってからでないとポンプ場の撤去はできない。

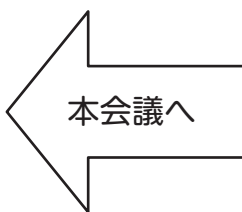
国土交通省からは国道2号横断部の函渠敷設工事は、今年度中に着手する見込みとされている。市としては関連する整備工事の進捗状況を見ながら、引き続き工事が進められるように、予算の確保や工事に向けた準備を行っていきたいと考えている。



港町排水ポンプ場

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決